

病院事業経営改革 検討委員会を 傍聴しませんか



市立病院では、将来を見越した病院経営改革を推進し、良質で特色ある医療の効果的かつ継続的な提供を目指すため、病院事業経営改革検討委員会を設置しました。検討委員会はごなたでも傍聴できますので、希望される方はお気軽にお越しください。事前申し込みは必要ありません。

なお、傍聴席数に制限がありますので、お断りする場合があります。

◆7月の開催日 7月12日(水) 午後2時

◆開催場所 市立病院地下会議研修室

問合せ先 市立病院事務部管理グループ

☎52-5522 (内線201・229)

国民健康保険税を 納めないと どうなるの?!

国保は、いつ病气やけがをしても安心して医療を受けられるように、加入者みなでお金(国保税)を出し合って、必要な医療費を負担していくという助け合いの制度です。

災害など特別な理由もなく国保税を納めない方には、納めている方との公平性を維持するため、「短期保険証」や「資格証明書」が交付されるなどの滞納措置がとられることとなります。また、督促を受けたり、延滞金に加算されるだけではなく、滞納処分(財産の差し押さえなど)の対象になることがあります。

「短期保険証」とは

国保税を滞納している世帯に交付される、有効期限の短い保険証です。国保の給付を受けることはできませんが、更新のたびに納税相談を行っていたとき、国保税の納付をお願いします。

「資格証明書」とは

国保税の滞納が1年続いた場合に、保険証を返還していただき、その代わりに交付する証明書です。「資格証明書」は国民健康保険に

加入しているということを証明するだけであり、保険証のように1〜3割の負担で医療が受けられることができなくなり、かかった医療費の全額をいったん自己負担しなければなりません。後日、申請により医療費の7〜9割が払い戻されます。

さらに滞納が続くと

「資格証明書」を交付されている世帯が、納期限から1年6ヶ月経過しても滞納を続けている場合は、国保の現金給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など)の一部または全部が差し止められます。なお滞納が続く場合は、差し止められている現金給付の全部または一部が、滞納している国保税に充てられることとなります。

納付が困難なときは「相談ください

災害などやむを得ない事情により国保税の納付が困難な場合は、申請により国保税の減免が認められることがあります。また、分割納付などもできる場合がありますので、滞納のまま放置をせず、早めにご相談ください。

問合せ先

市役所市民窓口グループ
☎52-11111 (内線216・261)

納税について

市役所収納グループ
☎52-11111 (内線241・242)

「ご存じですか 声の広報 点訳広報

市からの情報を多くの方に知っていただくため、ボランティアの皆さんの協力により、「広報たかま」の内容を抜粋し、朗読(音訳)または点字でお届けしています。

※視覚に障害のある方(家族を含む)で利用を希望する方は問い合わせてください。

※図書館での貸し出しも行っています。(障害のある方のほか、忙しい方も耳からの情報として活用してください)

問合せ先

市役所市民生活グループ
☎52-11111 (内線269)

いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-9871

